

平成21年度環境省政策評価書（事後評価）要旨

評価実施時期：平成22年4月

担当部局：廃棄物・リサイクル対策部

施策名：（施策4）廃棄物・リサイクル対策の推進

施策体系：（目標4-6）浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理

評価結果の概要

【達成の状況】

- 浄化槽処理人口普及率については、平成24年度に12%という目標（廃棄物処理施設整備計画）の達成には大変な困難が伴うと考えられるが、過去5年間の推移を見ると、8.37%から8.87%に増加し、浄化槽設置基数も57万基以上設置されており、生活排水対策が着実に進展しているといえる。
- また、平成21年度予算において、環境負荷の高い単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換要件の緩和や、先進的な取組を行う事業を浄化槽整備区域促進特別モデル事業として実施（助成率1/2）するなど、浄化槽整備事業に対する支援のより一層の充実を図っている。

【必要性】

- 人間が活動する上で発生する生活排水は、適切に処理しなければ、水環境の保全及び公衆衛生上問題が発生するおそれがある。こうした汚水処理施設は浄化槽や下水道等があり、それぞれの長所を活かした整備を進めるよう汚水処理関係3省（環境省、農林水産省、国土交通省）合同通知を発出している。特に浄化槽は人口散在地において効率的な整備が可能であり、より少ない費用で整備することができるため、財政面からも活用が望まれるところ。なお、昨年度実施された事業仕分けの際、評価者からの浄化槽の有用性について一定の評価を受けたところ。
- 浄化槽ビジョン（平成19年1月15日）や廃棄物処理施設整備計画において、単独処理から合併処理浄化槽への転換等を含めた浄化槽の面的整備の必要性が示されている。

【有効性】

- 浄化槽は、水質改善の発現が速やかなこと、排出源で生活排水を処理すること、河川等に流入する水量が確保され流量が維持されることなどから、浄化槽の整備率の上昇と浄化槽市町村整備推進事業に取り組む市町村数の推移に伴い、人口散在地域等において生活排水が適正に処理され、健全な水循環が確保されるものと考えられる。
- 平成20年度末の浄化槽の普及率（浄化槽普及人口の総人口に対する割合）は8.87%と前年度から上昇しており、浄化槽の整備が着実に進捗している。

【効率性】

- 浄化槽の整備については、中山間地域等、他の汚水処理施設に比べ効率的に設置できる地域を中心に整備を推進している。
- これまで汚水処理施設整備が進んでいなかった中小市町村に多い中山間地域等の人口散在地域においては、管渠工事を必要としない浄化槽の整備が経済的・効率的である場合が多い。
- 浄化槽は短期間でかつ費用も比較的少なく設置できる特長を有しており、投資効果がすぐ現れる。
- 浄化槽市町村整備推進事業（PFI事業）においては、その具体的な整備・維持管理に当たって民間業者のノウハウ・資金等の活用を図り、効率的に事業を実施している。

【今後の展開】

- 地域の特性にあった汚水処理施設の整備を迅速に行い、生活排水対策を推進するため、浄化槽整備事業の一層の推進を図る。特に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、国の助成率を引き上げるなど支援の充実を図る。
- 浄化槽に関するシンポジウム、環境省ホームページ等による積極的な普及啓発、単独処理浄化槽の転換に係る助成制度の積極的活用、法定検査の受検率の向上に向けた取り組み事例の周知等を図ることにより、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や検査の受検率の向上を推進する。
- 地方公共団体及び浄化槽関係事業者等と連携し、地域の実情に応じた浄化槽の整備推進、及び適切な維持管理体制の充実を図る。
- 市町村による積極的な浄化槽整備区域の設定において、ノウハウの提供等支援する取組を行う。

【達成すべき目標、指標、目標年度、実績値等】

指標の名称 及び単位	① 浄化槽処理人口普及率 [%] ② （間接）合併処理浄化槽設置基数 [基] ③ （参考）11条検査受検率（単独処理浄化槽を含む） [%]
---------------	---

指標年度等	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値
指標	①	8.37	8.60	8.77	8.82	8.87	H24 年度 12.0
	②	2,327,964	2,498,735	2,658,982	2,776,222	2,902,844	
	③	17.9	20.2	23.8	25.7	27.2	
目標を設定 した根拠等	基準年	H19 年度			基準年の値	8.82	
	根拠等	① 廃棄物処理施設整備計画 [平成 20 年 3 月 25 日 閣議決定]					